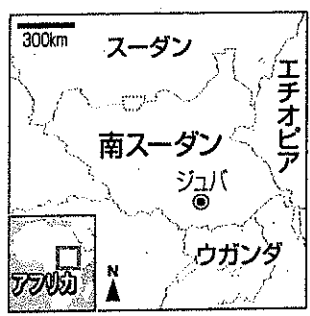


「駆け付け警護」任務付与

南スーダン 来月にも閣議決定

政府は南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に



参加する陸上自衛隊に対し、安全保障関連法に基づき「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務を付与する方向で最終調整に入った。十一月中旬にも新任務を活動内容に加える実施計画の変更を閣議決定する方針だ。実施地域は陸自部隊の宿営地がある首都ジュバ周辺に限定する。政府関係者が二十日明らかにした。

安保法で定めた自衛隊の海外任務拡大が実際に始まることになる。武器使用の機会が増え、戦闘に巻き込まれるリスクの拡大は避けられない。

政府は派遣中の十次隊を引き継ぐ形で、十一月中旬以降、陸自第九師団第五普通科連隊(青森市)を中心とする十一次隊を南スーダンに送る予定。与党での了承手続きや国家安全保障会議(NSC)での審議を経て、十一次隊の派遣前に閣議決定する段取りを描く。



駆け付け警護 PKOに参加する自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる場所まで向かい、武器を使用し助ける任務。改正前のPKO協力法は、武装集団が一国や国に準ずる組織に該当する場合、憲法

9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあるとして認めていなかった。安全保障関連法に含まれる現行のPKO協力法は、正当防衛と緊急避難に限っていた武器使用基準を緩和し、任務遂行のための警告射撃が可能になった。

治安状況が比較的安定し、隊員訓練が順調に完了する見通しが立ったことから付与することが可能との認識に傾いた。現地情勢などをぎりぎりまで見極めて、最終判断する。

稲田朋美防衛相は十月二十三日にも国内で新任務の実働訓練を視察する。二十日の参院外交防衛委員会では現地情勢に関し「ジュバ市内は比較的落ち着いている」と指摘した。新任務の実施地域をジュバ周辺にとどめるのは、隊員の安全確保を図る狙いとみられる。

駆け付け警護は、PKOに参加する自衛隊員が武装集団に襲われた国連職員らを、武器を使用し救出する任務。他国軍と共に宿営地を警護する「宿営地の共同防衛」とともに安保法施行で可能となった。

政府は今月末にPKOへの陸自派遣が期限を迎えるため、来年三月末まで五カ月間延長する方針。新任務付与に先行し、二十五日にも延長を盛り込んだ実施計画の変更を閣議決定する予定だ。